

第4章 第2期障害児福祉計画

計画の目的

第2期障害児福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害児福祉施策の推進を図ることを目的としています。

1 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標

項目	単位	数値等	説明
児童発達支援センターの設置数	事業所	1	市内に1か所設置しています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—	体制有	市内1事業所がサービスを提供しています。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	事業所	1	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	事業所	1	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	協議の場有	協議の場の充実に向けた取組を行います。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	配置済	4名のコーディネーターを配置し、取組を進めていきます。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置、また各市町村において保育所等訪問支援を実施することを基本とする目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

成果目標における障害児支援の提供体制について、本市においては、いずれの項目も整備しています。体制を維持するとともに、関係機関と連携した障害児支援体制強化に努めていきます。

2 発達障害児に対する支援

活動指標

項目	単位	R3	R4	R5	説明
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10	療育発達支援部会により、ペアレントトレーニング等の取組を進めていきます。
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1	広島県と連携したペアレントメンター事業の取組を進めていきます。

3 障害福祉サービス等における見込み量の設定

(1) 障害児支援サービス

(単位: 上段 利用日数/月, 下段 利用人数/月, 障害児相談支援は利用人数/月)

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練, その他必要な支援を行います。	282	294	307
		41	43	45
医療型 児童発達支援	児童発達支援及び必要な治療を行います。	30	30	30
		2	2	2
放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進, その他必要な支援を行います。	1,013	1,103	1,197
		81	85	89
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	5	10	15
		1	2	3
居宅訪問型 児童発達支援	障害児の居宅を訪問し, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与等の支援を行います。	10	10	10
		3	3	3
障害児相談支援	障害児通所事業を利用する際に, サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。	23	26	30

見込み量設定の考え方

国の基本指針に基づき, サービス利用実績, アンケート調査による利用ニーズ, 事業者調査による事業所の動向, 成果目標との連動等の要素を考慮して見込み量を設定しています。

なお, サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては, 利用日数, 利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し, その値を実績値に掛けて推計しています。

(2) 障害児保育サービス

(単位: 利用人数/月)

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所への受け入れ	特別な支援を必要とする児童に, 保育士や支援員の配置等の支援を行います。	19	19	19
認定こども園への受け入れ		1	1	1
放課後児童クラブへの受け入れ		39	42	44

見込み量設定の考え方

国の基本指針に基づき, 受け入れ実績, アンケート調査による利用ニーズ等の要素を考慮して見込み量を設定しています。

なお, サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては, 利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し, その値を実績値に掛けて推計しています。